

水防法及び河川法の一部を改正する法律案

平成25年4月

●水防法及び河川法の一部を改正する法律案

近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携を強化するため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、従属発電に関する登録制度を創設する。

背景

- 気候変化による豪雨や台風の強度の増大



平成24年7月九州北部豪雨

- 高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化



水門の門柱部のコンクリ剥離

- 環境・エネルギー問題の深刻化に伴うクリーンエネルギーの必要性の高まり



農業用水を活用した小水力発電(従属発電)

改正案の概要

水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画

河川管理者の水防活動への協力等

- 水防計画に河川管理者の協力(情報提供等)を位置付け
- 同計画に基づく水防活動への協力

事業者等の自主的な水防活動

- 浸水想定区域内で以下の事業者による避難確保・浸水防止の取組を促進(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)
 - ・ 地下街等
 - ・ 高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
 - ・ 大規模工場等

河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保

河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設

- 河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 維持・修繕の基準を策定(政令)

河川協力団体の指定等

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体(NPO等)を河川協力団体として指定
- 河川管理者からの河川管理施設の維持・操作、除草等の委託先に民間団体を追加

再生可能エネルギーの導入促進

従属発電に関する登録制度の創設

- 既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りることとする。

地域の防災力の強化、河川管理施設等の
確実な維持管理等による安全と安心の確保